

令和 2 年 9 月 2 日
高齢福祉部介護保険課

世田谷区介護保険条例の一部を改正する条例

1 主旨

地方税法の改正に伴い、保険料に係る延滞金の割合の特例に関する規定を改める必要があるため、世田谷区介護保険条例の一部を改正する。

2 改正内容

令和 2 年 3 月 31 日に公布された地方税法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 5 号）により、延滞金を算出する際に用いる割合の名称等が変更されたことに合わせ、条例の一部を改正する。

3 改正案

裏面 新旧対照表のとおり

4 施行期日

令和 3 年 1 月 1 日

5 今後のスケジュール（予定）

令和 2 年 9 月 第 3 回区議会定例会（改正案の提案）

世田谷区介護保険条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○世田谷区介護保険条例 平成12年3月13日条例第41号</p> <p>(延滞金の割合の特例)</p> <p>第8条 当分の間、第11条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の<u>延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。））</u>に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつては<u>その年における延滞金特例基準割合</u>に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては<u>当該延滞金特例基準割合</u>に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。この場合における延滞金の額の計算において、その計算の過程における金額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。</p> <p>省略</p> <p><u>附 則</u> <u>(施行期日)</u></p> <p><u>1 この条例は、令和3年1月1日（以下「施行日」という。）から施行する。</u> <u>(経過措置)</u></p> <p><u>2 この条例による改正後の世田谷区介護保険条例の規定は、施行日以後の期間に対応する延滞金について適用し、施行日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。</u></p>	<p>○世田谷区介護保険条例 平成12年3月13日条例第41号</p> <p>(延滞金の割合の特例)</p> <p>第8条 当分の間、第11条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の<u>特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合）</u>に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつては<u>当該年における特例基準割合</u>に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては<u>当該特例基準割合</u>に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。この場合における延滞金の額の計算において、その計算の過程における金額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。</p>